

＊北海道公報

発行 北海道庁
編集 総務局
文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第591号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年8月31日

北海道知事 鈴木直道

目次**告 示**

○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	91
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	91
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	99
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	106
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………	107
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	109
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	110
道人事委員会規則	
○北海道人事委員会聴聞規則の一部を改正する規則……………	111
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	111

告 示**北海道告示第590号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（標茶南部地区（区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道釧路総合振興局に備え置いて、令和3年9月1日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年8月31日

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
小峰川（Ⅱ－71－1250）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市常呂町字常呂（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
高野川（Ⅱ－71－1260）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市常呂町字共立（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
東二線沢（Ⅱ－71－1280）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市常呂町字共立（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
共立橋左奥の沢（Ⅱ－71－1290）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市常呂町字共立（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
柴山沢川下の沢（Ⅱ－71－1320）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市常呂町字日吉（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 奔澄川橋南の沢（Ⅱ－71－1340） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市常呂町字日吉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 吉野の沢（Ⅱ－71－1360） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市常呂町字吉野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 隈川の沢（Ⅱ－71－1380） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市常呂町字日吉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 日吉川下の沢（Ⅱ－71－1390） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市常呂町字日吉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 日吉明石林道の沢（Ⅱ－71－1400） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市常呂町字日吉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 日吉東1の沢（Ⅱ－71－1410） (2) 土砂災害警戒区域の表示	北見市常呂町字福山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 崩れ止めの沢（Ⅱ－71－1440） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市常呂町字福山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 常呂川1の沢（Ⅱ－71－1450） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市常呂町字豊川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 常呂川2の沢（Ⅱ－71－1460） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市常呂町字豊川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 常呂日吉（7－12－390） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市常呂町字日吉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 相内左の沢（Ⅰ－72－1140） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市本沢、相内町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 大久保沢（Ⅱ－72－0300）
---	---

(2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市開成（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 夕日の沢（Ⅱ－72－0310） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市開成（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 御礼沢（Ⅱ－72－0320） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市開成（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 開成峠右の川（Ⅱ－72－0330） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市開成（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 赤鬼の沢（Ⅱ－72－0340） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市開成（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 サラキシエナイ下2の沢（Ⅱ－72－0350） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市常川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号	西9号沢（Ⅱ－72－0360） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市常川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 三原右2の沢川（Ⅱ－72－0370） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市常川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 下別着の沢左沢（Ⅱ－72－0380） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市常川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 貴田の沢2の沢（Ⅱ－72－0390） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市常川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 藻岩1の沢（Ⅱ－72－0800） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市豊地（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 豊地川横の沢（Ⅱ－72－0810） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市豊地（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
---	---

- 29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
豊地岩の沢（Ⅱ－72－0820）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市豊地（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
石灰下の沢（Ⅱ－72－1100）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市住吉（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
石灰中の沢（Ⅱ－72－1110）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市住吉（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
石灰川（Ⅱ－72－1120）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市住吉（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 33(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
西左股川（Ⅱ－72－1130）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市住吉（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 34(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
相内3の沢（Ⅱ－72－1150）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市本沢、美園（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
- 35(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
美園西の沢（Ⅱ－72－1170）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市美園（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 36(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
屯田1の沢（Ⅱ－72－1180）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市東相内町、美園（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 37(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
屯田2の沢（Ⅱ－72－1190）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市東相内町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 38(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
屯田3の沢（Ⅱ－72－1200）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市東相内町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 39(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
クトン毛当別川（Ⅱ－72－1490）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市美里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 40(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
フラワーパラダイス向いの沢（Ⅲ－72－009）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市若松（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 41(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 夕日の沢左の沢（Ⅲ－72－014） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市開成（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 42(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 開成峠左1の沢（Ⅲ－72－015） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市開成（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 43(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 開成峠左2の沢（Ⅲ－72－016） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市開成（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 44(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 開成峠左3の沢（Ⅲ－72－017） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市開成（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 45(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 開成峠左4の沢（Ⅲ－72－018） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市開成（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 46(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 青鬼の沢（Ⅲ－72－020） (2) 土砂災害警戒区域の表示	北見市開成（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 47(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 奥谷川（Ⅲ－72－021） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市開成（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 48(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 奥谷川左の沢川（Ⅲ－72－021－1） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市開成（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 49(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 奥谷川右の沢川（Ⅲ－72－021－2） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市開成（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 50(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 門田の沢（Ⅲ－72－022） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市開成（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 51(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 黒の沢川（Ⅲ－72－023） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市開成（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 52(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 サラキシエナイ下2の右1の沢（Ⅲ－72－024）
---	--

(2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市常川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 53(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 サラキシエナイ下2の右2の沢（Ⅲ－72－025） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市常川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 54(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 三原川中の沢（Ⅲ－72－026） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市常川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 55(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 貴田の沢左支流（Ⅲ－72－027） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市常川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 56(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 藻岩1右の沢（Ⅲ－72－028） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市豊地（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 57(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 西相内南1の沢（Ⅲ－72－030） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市西相内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 58(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号	西相内南2の沢（Ⅲ－72－031） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市西相内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 59(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 西相内南3の沢（Ⅲ－72－032） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市西相内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 60(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 住吉の沢（Ⅲ－72－036） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市住吉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 61(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 真田川（Ⅲ－72－037） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市本沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 62(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 横手沢（Ⅲ－72－038） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市本沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 63(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 相内1の沢（Ⅲ－72－039） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市美園（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
---	--

- 64(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
美園西の沢左2の沢（Ⅲ－72－040）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市美園（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 65(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
美園西の沢左1の沢（Ⅲ－72－041）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市美園（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 66(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
屯田1の沢左1の沢（Ⅲ－72－043）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市美園、東相内町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 67(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
屯田1の沢右の沢（Ⅲ－72－044）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市東相内町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 68(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
屯田2の沢左の沢（Ⅲ－72－045）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市東相内町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 69(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
墓地川2の沢（Ⅲ－72－047）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市本沢、柏木（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
- 70(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
墓地川3の沢（Ⅲ－72－048）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市本沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 71(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
墓地川4の沢（Ⅲ－72－049）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市東相内町、本沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 72(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
墓地川5の沢（Ⅲ－72－050）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市美園、本沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 73(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
墓地川7の沢（Ⅲ－72－053）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市柏木（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 74(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ボン毛当別1の沢（Ⅲ－72－078）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市美里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 75(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
西相内（7－30－492）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市西相内、留辺蘂町泉（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

76(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
盤溪峠の沢川（Ⅰ－01－0620）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市中央区盤溪（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

77(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
円山（0－3－3）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市中央区円山西町、円山西町4丁目、円山西町5丁目、円山西町6丁目、南区藻
岩山（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

78(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
星置川（Ⅰ－01－0990）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市手稲区手稲金山、小樽市見晴町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

79(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
西幹線の沢（Ⅱ－71－0900）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
網走郡大空町女満別豊里（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

80(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
西幹線1の沢（Ⅱ－71－0910）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
網走郡大空町女満別豊里（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

81(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
西幹線3の沢（Ⅱ－71－0920）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
網走郡大空町女満別豊里（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

82(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
住吉1の沢（Ⅱ－71－0930）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
網走郡大空町女満別豊里（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

83(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
住吉の沢（Ⅱ－71－1090）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
網走郡大空町女満別住吉（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

84(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
支川の沢（Ⅲ－71－004）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
網走郡大空町女満別住吉、女満別豊里（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

85(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
作業所一の沢（Ⅲ－71－005）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
網走郡大空町女満別住吉（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

86(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
作業所二の沢（Ⅲ－71－006）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
網走郡大空町女満別住吉（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

87(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

新富の沢川（Ⅱ－71－0010） (2) 土砂災害警戒区域の表示 網走郡大空町東藻琴新富（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 88(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 東二線右の沢川（Ⅱ－71－0040） (2) 土砂災害警戒区域の表示 網走郡大空町東藻琴大進、東藻琴西倉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 89(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 喜平川左の沢川（Ⅱ－71－0070） (2) 土砂災害警戒区域の表示 網走郡大空町東藻琴山園（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 90(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 フ化場沢川（Ⅱ－71－0090） (2) 土砂災害警戒区域の表示 網走郡大空町東藻琴山園（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 91(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 千草の沢川（Ⅱ－71－0120） (2) 土砂災害警戒区域の表示 網走郡大空町東藻琴千草（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第592号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災	害特別警戒区域として指定する。 令和3年8月31日 北海道知事 鈴木直道 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福山の沢（Ⅱ－71－1300） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市常呂町字福山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 柴山の沢（Ⅱ－71－1330） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市常呂町字日吉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 神社の沢（Ⅱ－71－1350） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市常呂町字登（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 隈の沢（Ⅱ－71－1370） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市常呂町字日吉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
--	--

5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 日吉東2の沢（Ⅱ-71-1420） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市常呂町字福山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 常呂川3の沢（Ⅱ-71-1470） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市常呂町字豊川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 常呂北進町（Ⅰ-7-58-2552） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市常呂町字常呂（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 常呂弁天1（Ⅰ-7-59-2553） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市常呂町字常呂（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 常呂弁天2（Ⅰ-7-60-2554） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示	北見市常呂町字常呂（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 常呂豊浜1（Ⅱ-7-71-1918） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市常呂町字常呂（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 常呂豊浜2（Ⅱ-7-72-1919） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市常呂町字常呂（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 常呂豊浜(1)（Ⅱ-7-73-1920） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市常呂町字常呂、字東浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 常呂豊浜(2)（Ⅱ-7-74-1921） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市常呂町字常呂（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
---	--

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 常呂豊浜(3) (Ⅱ－7－75－1922) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市常呂町字常呂、字東浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 常呂豊川 (Ⅱ－7－76－1923) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市常呂町字豊川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 常呂福山2 (Ⅱ－7－78－1925) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市常呂町字福山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 常呂日吉 (Ⅱ－7－79－1926) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市常呂町字日吉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	神社の沢川 (Ⅰ－72－1270) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市若葉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 シュブシュブ2右の沢 (Ⅱ－72－0140) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市若松（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 相内2の沢 (Ⅱ－72－1160) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市美園、本沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 クトン毛当別1の沢 (Ⅱ－72－1480) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市美里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北見住吉1 (Ⅰ－7－86－2580) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市住吉（次の図のとおり）
---	--

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北見柏陽町（Ⅱ－７－81－1928） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市柏陽町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北見柏木１（Ⅱ－７－101－1948） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市柏木（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北見柏木２（Ⅱ－７－102－1949） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市柏木（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北見東相内（Ⅱ－７－103－1950） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市東相内町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北見美園１（Ⅱ－７－104－1951） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市美園、本沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北見住吉２（Ⅱ－７－105－1952） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市住吉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北見美園２（Ⅱ－７－106－1953） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市美園（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北見美園３（Ⅱ－７－107－1954） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市美園（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北見住吉３（Ⅱ－７－108－1955）
---	--

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市豊田（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北見川東10（Ⅲ－7－35－671） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市川東（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北見柏木3（Ⅲ－7－41－677） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市柏木（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北見柏木4（Ⅲ－7－42－678） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市柏木（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北見美園4（Ⅲ－7－43－679） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市美園（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌宮の森2条15丁目（Ⅰ－0－H30－005） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森2条15丁目、宮の森（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌宮の森2条16丁目1（Ⅰ－0－H30－006） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森2条16丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌宮の森1条16丁目1（Ⅰ－0－H30－007） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森1条16丁目、宮の森（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌宮の森1条17丁目（Ⅰ－0－H30－008） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森1条17丁目、18丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
---	--

- 40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌円山西町9丁目（Ⅱ－0－36－36）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市中央区円山西町9丁目、円山西町10丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
琴似川一号川－1（Ⅰ－01－0540－1）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市中央区宮の森、宮の森4条12丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
スキー場の沢川（Ⅲ－01－030）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市中央区盤渓（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌中ノ沢2（Ⅱ－0－69－69）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区中ノ沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
恋の川下の沢（Ⅱ－71－0410）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 網走郡大空町女満別朝日（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
日進一の沢（Ⅲ－71－003）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走郡大空町女満別日進、女満別大成（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
女満別東2条5丁目（Ⅰ－7－46－2540）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走郡大空町女満別東二条五丁目、女満別東二条六丁目、女満別東一条六丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
女満別住吉1（Ⅰ－7－48－2542）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走郡大空町女満別住吉（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
女満別湖南1（Ⅱ－7－51－1898）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走郡大空町女満別湖南（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 女満別住吉2（Ⅱ－7－52－1899） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡大空町女満別住吉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 女満別住吉3（Ⅱ－7－53－1900） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡大空町女満別住吉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 女満別住吉4（Ⅱ－7－54－1901） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡大空町女満別住吉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 女満別東1条1丁目1（Ⅱ－7－55－1902） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡大空町女満別東一条一丁目、女満別東二条一丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 女満別東2条1丁目（Ⅱ－7－56－1903） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡大空町女満別東二条一丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 女満別東1条1丁目2（Ⅱ－7－57－1904） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡大空町女満別東一条一丁目、女満別本通一丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 女満別公園通2（Ⅱ－7－58－1905） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡大空町女満別西一条六丁目、女満別西二条六丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 56(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 女満別中央1（Ⅱ－7－59－1906） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡大空町女満別西三条六丁目、女満別西四条五丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 57(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 女満別湖南2（Ⅲ－7－21－657） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
---	---

網走郡大空町女満別湖南（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 58(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 女満別中央2（Ⅲ－7－22－658） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡大空町女満別中央、女満別本郷、女満別西四条一丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 59(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 東洋川（Ⅰ－71－0060） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡大空町東藻琴山園（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 60(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 山園沢川（Ⅰ－71－0080） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡大空町東藻琴山園（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 61(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 林道沿川（Ⅰ－71－0100） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡大空町東藻琴山園（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 62(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 パイロット沢川（Ⅱ－71－0110） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡大空町東藻琴山園（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） <tr><td colspan="2">総合振興局告示及び振興局告示</td></tr> <tr><td colspan="2">北海道渡島総合振興局告示第97号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和3年8月31日 北海道渡島総合振興局長 鳴 海 拓 史</td></tr> <tr><td colspan="2">1 落札に係る物品等の名称及び数量</td></tr> <tr><td colspan="2">(1) 乗用自動車の賃貸借（函館建設管理部その1） 一式（1月当たりの単価） 1台分</td></tr> <tr><td colspan="2">(2) 乗用自動車の賃貸借（函館建設管理部その2） 一式（1月当たりの単価） 1台分</td></tr> <tr><td colspan="2">2 落札を決定した日 令和3年7月29日</td></tr> <tr><td colspan="2">3 落札者の氏名及び住所</td></tr> <tr><td colspan="2">(1)ア 氏 名 日立キャピタルオートリース株式会社 イ 住 所 東京都港区西新橋1丁目3番1号</td></tr> <tr><td colspan="2">(2)ア 氏 名 函館トヨタ自動車株式会社 イ 住 所 函館市昭和4丁目22番5号</td></tr> <tr><td colspan="2">4 落札金額</td></tr> <tr><td colspan="2">(1) 27,500円</td></tr> <tr><td colspan="2">(2) 31,616円</td></tr> <tr><td colspan="2">5 契約の相手方を決定した手続</td></tr>	総合振興局告示及び振興局告示		北海道渡島総合振興局告示第97号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和3年8月31日 北海道渡島総合振興局長 鳴 海 拓 史		1 落札に係る物品等の名称及び数量		(1) 乗用自動車の賃貸借（函館建設管理部その1） 一式（1月当たりの単価） 1台分		(2) 乗用自動車の賃貸借（函館建設管理部その2） 一式（1月当たりの単価） 1台分		2 落札を決定した日 令和3年7月29日		3 落札者の氏名及び住所		(1)ア 氏 名 日立キャピタルオートリース株式会社 イ 住 所 東京都港区西新橋1丁目3番1号		(2)ア 氏 名 函館トヨタ自動車株式会社 イ 住 所 函館市昭和4丁目22番5号		4 落札金額		(1) 27,500円		(2) 31,616円		5 契約の相手方を決定した手続	
総合振興局告示及び振興局告示																											
北海道渡島総合振興局告示第97号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和3年8月31日 北海道渡島総合振興局長 鳴 海 拓 史																											
1 落札に係る物品等の名称及び数量																											
(1) 乗用自動車の賃貸借（函館建設管理部その1） 一式（1月当たりの単価） 1台分																											
(2) 乗用自動車の賃貸借（函館建設管理部その2） 一式（1月当たりの単価） 1台分																											
2 落札を決定した日 令和3年7月29日																											
3 落札者の氏名及び住所																											
(1)ア 氏 名 日立キャピタルオートリース株式会社 イ 住 所 東京都港区西新橋1丁目3番1号																											
(2)ア 氏 名 函館トヨタ自動車株式会社 イ 住 所 函館市昭和4丁目22番5号																											
4 落札金額																											
(1) 27,500円																											
(2) 31,616円																											
5 契約の相手方を決定した手続																											

一般競争入札

6 一般競争入札の公告
令和3年6月29日付け北海道渡島総合振興局告示第83号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課

(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道渡島総合振興局告示第98号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年8月31日

北海道渡島総合振興局長 鳴 海 拓 史

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 乗用自動車の賃貸借（函館建設管理部その1） 一式（1月当たりの単価） 1
台分

イ 乗用自動車の賃貸借（函館建設管理部その2） 一式（1月当たりの単価） 1
台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契 約 期 間

ア 1 の (1) の ア 令和4年2月1日から令和9年1月29日まで

イ 1 の (1) の イ 令和4年3月1日から令和9年2月26日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和3年8月31日（火）から同年9月15日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

なお、電子メール（アドレス：oshima.somu20@pref.hokkaido.lg.jp）により申請書等を提出する場合の添付ファイルの形式はPDF、Word又はExcelとすること。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道渡島総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎3階301号会議室
（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課）

(2) 入 札 日 時 令和3年10月7日（木）午後1時30分（送付による場合は、同月5日（火）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和3年4月20日付け北海道渡島総合振興局告示第59号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ（https://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/juhin_nyusatu.html）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電 話 番 号 0138-47-9416

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of Car 1 set
- b Lease of Car 1 set

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., October 7, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 5, 2021)

C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan

Phone : 0138-47-9416

北海道オホーツク総合振興局告示第136号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年8月31日

北海道オホーツク総合振興局長 橋 本 智 史

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア 入札番号1 乗用自動車 1台（交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）
 - イ 入札番号2 乗用自動車 1台（交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）
 - ウ 入札番号3 乗用自動車 1台（交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）
- アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納 入 期 日 令和4年1月31日（月）

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和3年8月31日（火）から同年9月21日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。（郵送及び電子メールによる提出可能。ファイル形式はPDF、Word又はExcelに限る。）

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目

北海道オホーツク総合振興局総務課需品係
メールアドレス (okhotsk.juhin1@pref.hokkaido.lg.jp)

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎3階2号会議室
(送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係)

(2) 入札日時 令和3年9月30日(木) 午後3時30分(送付による場合は、同月29日(水) 午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホーツク総合振興局総務課のホームページ(https://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsu_annai.html)においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課

(2) 所在地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目

(3) 電話番号 0152-41-0608

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Exchange of Car No.1 1 set

b Exchange of Car No.2 1 set

c Exchange of Car No.3 1 set

B Bid tendering date and time : 3 : 30 P.M., September 30, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., September 29, 2021)

C Contact : Administrative Division, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan
Phone : 0152-41-0608

道教育庁教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第58号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和3年8月31日

北海道教育庁空知教育局長 藤村 誠

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

北海道滝川工業高等学校シーケンス制御実習装置 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期限 令和4年3月31日(木)

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

- (5) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和3年8月31日（火）から同年9月22日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎5階第2会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 令和3年10月6日（水）午後3時（送付による場合は、同月5日（火）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- ア 名称及び数量
- (ア) 美唄尚栄高等学校デジタル化対応産業教育施設整備用パーソナルコンピュータ
一式 10台分
- (イ) 奈井江商業高等学校デジタル化対応産業教育施設整備用パーソナルコンピュータ

- 一式 43台分
- イ 予 定 時 期
- (ア) 令和3年9月頃
- (イ) 令和3年10月頃
- (ア)及び(イ)について、入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。
- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和3年6月1日付け北海道教育庁空知教育局告示第36号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
- (3) 電 話 番 号 0126-20-0142（直通）
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Sequential Controller sets
- B Bid tendering date and time : 3 : 00 P.M., October 6, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 5, 2021)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa,
Hokkaido 068-8550 Japan
Phone : 0126-20-0142

北海道教育庁十勝教育局告示第43号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和3年8月31日 北海道教育庁十勝教育局長 村 上 由 佳 1 落札に係る物品等の名称及び数量 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 42台分 2 落札を決定した日 令和3年8月16日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社JECC (2) 住 所 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号 4 落札金額 222,300円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和3年7月16日付け北海道教育庁十勝教育局告示第30号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目	道 警 察 本 部 告 示 北海道警察本部告示第393号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和3年8月31日 北海道警察本部長 扇 澤 昭 宏 1 落札に係る物品等の名称及び数量 ミニパトカー 26台 2 落札を決定した日 令和3年8月17日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 ダイハツ北海道販売株式会社 (2) 住 所 札幌市北区新琴似7条11丁目5番28号 4 落札金額 39,182,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和3年6月22日付け北海道警察本部告示第304号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
道 人 事 委 員 会 規 則 北海道人事委員会聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年8月31日 北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知 北海道人事委員会規則14－81 北海道人事委員会聴聞規則の一部を改正する規則 北海道人事委員会聴聞規則（北海道人事委員会規則14－26）の一部を次のように改正する。 第11条第1項及び第3項中「記載し、主宰者がこれに記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	